

一 般 競 争 入 札 公 告

社会福祉法人 鳩山松寿会 における介護ロボットに関する一般競争入札について下記の通り
公告します。

令和 7 年 12 月 3 日

社会福祉法人 鳩山松寿会
理事長 溝井 八州夫

記

1. 入札内容

- | | |
|------------|--|
| (1) 購入備品 | 見守り支援機器 |
| (2) 仕様及び数量 | 別紙仕様書による。 |
| (3) 納入期限 | 令和 8 年 1 月末日迄 |
| (4) 納入場所 | 埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘 4-1-3
社会福祉法人 鳩山松寿会
介護老人福祉施設 鳩山松寿園東館 |

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 所在地が県内に本店を有する「管轄内」の者及び県外に本店を有し、県内に契約の主体となる支店営業所等を有する「準管轄内」の者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に埼玉県及び県内自治体の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 理事が役員をしている企業でないこと。

3. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- | | |
|------------|---|
| (1) 受付期間 | 公告日から令和 7 年 12 月 10 日（水）までに参加申込すること。
受付時間は、10 時から 16 時までとする。 |
| (2) 提出書類 | ① 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）
② 会社案内・会社経歴書
※ ①の書式は下記連絡先に電子メールにて請求 |
| (3) 提出方法 | 持参のみ（事前連絡必須） |
| (4) 提出・連絡先 | 社会福祉法人 鳩山松寿会
担当：溝井 |

住 所：〒350-0323
埼玉県比企郡鳩山町小用 5 5 4
社会福祉法人鳩山松寿会（法人本部）内
電 話：049-296-2121
F A X：049-296-4030
メー ル：shoujukai@shoujukai.com

※ お問合せは原則メールにてお願いいたします。

4. 一般競争入札参加資格確認通知及び仕様書の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、すべてに参加資格の有無についての結果をEメールにて行う。
- (2) 入札参加資格が有りと確認された業者には仕様書、入札説明書、入札書等を郵送により配布する。
- (3) 配布した仕様書は入札日に持参し、返却するものとする。
- (4) 配布日：令和7年12月12日(金)付で発送する。

5. 仕様書等に関する質疑

- | | |
|----------------|---|
| (1) 質疑書提出日時・方法 | 令和7年12月18日(木) 16時まで
メール: shoujukai@shoujukai.com
※質問書はメールに添付のこと |
| (2) 質疑回答日時・方法 | 令和7年12月22日(月) Eメールにて回答 |

6. 入札日程等

- (1) 入札日時 令和7年12月25日(木) 10:00 【即日開札】
(2) 入札場所 〒350-0323 埼玉県比企郡鳩山町小用554
特別養護老人ホーム 鳩山松寿園 2階会議室

7. 入札条件等

- | | | |
|-----|--------|---------|
| (1) | 入札方法 | 一般競争入札 |
| (2) | 最低制限価格 | 無 |
| (3) | 入札予定価格 | 有 (非公開) |
| (4) | 入札保証金 | 無 |

8. 入札方法

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する事。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては、入札日当日に入札金額見積内訳書を提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。
- (6) 入札に参加する者の数が1者であった場合でも、1回のみ入札を執行する。
- (7) 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

9. 落札者の決定

- (1) 落札者決定にあたっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者とする。ただし、落札とすべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。（再度入札は1回までとする。）
- (3) 再度入札によっても落札者がいないときは、再度入札に参加した者のうち入札価格の低い者から順次随意契約の対象者とし、随意契約を希望する者は見積書を提出し、その見積書が予定価格の範囲内で適当と認められたときは、随意契約の相手として理事会の承認を得て契約を行うものとする。ただし、無効の入札を行った者は参加できない。

尚、随意契約の交渉においては、下記条件を遵守すること。

- | | |
|------|---|
| 条件 1 | 交渉の過程で予定価格を明らかにする事は認められないこと。 |
| 条件 2 | 入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。 |
| 条件 3 | 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名（捺印）すること。 |

10. 入札の無効

次の各項目に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (3) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (4) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (5) 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ① 入札に参加する資格のない者がしたもの
 - ② 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印がないもの
 - ③ 押印された印影が明らかでないもの
 - ④ 記載すべき事項の記入の無いもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - ⑤ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - ⑥ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - ⑦ 2以上の入札書を提出したもの、又は2以上のものの代理をしたもの
- (7) 前項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

11. 契約方法等

- (1) 契約保証金の徴収は免除する。
- (2) 契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合は従うこと。
- (3) 本契約の締結は、本法人の理事会で承認を受けた後1週間以内とし、1週間以内に契約の締結ができない場合は、契約の意思がないものとみなし、2番目に低価格で入札した入札した者と契約することができる。
- (4) 落札決定から本契約までの間に埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない。
(契約辞退を申し出るものとする。)
- (5) 代金の支払いについては、令和8年1月末日までとする。

12. この公告に関する問合せ先

社会福祉法人 鳩山松寿会

担当：溝井

住 所：〒350-0323

埼玉県比企郡鳩山町小用554

社会福祉法人鳩山松寿会（法人本部）内

電 話：049-296-2121

F A X：049-296-4030

メー ル：shoujukai@shoujukai.com

※ お問合せは原則メールにてお願いいたします。